

## 重要事項説明書

		記入年月日	平成27年7月1日
記入者名	西村 幸一郎	所属・職名	総務部 部長

## 1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人の種類	営利法人	
	名称	株式会社ヘルスネットワーク	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒350-1302	埼玉県狭山市東三ツ木222番地の1	
	電話番号	04 (2969) 7520	
事業主体の連絡先	FAX番号	04 (2954) 5987	
	ホームページ	なし	
	アドレス	あり： <a href="http://www.health-network.co.jp">http://www.health-network.co.jp</a>	
事業主体の代表者の職名及び氏名	職名	代表取締役	
	氏名	今村 貞雄	
事業主体の設立年月日	平成6年11月22日		

事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>			
訪問介護	あり	なし	
訪問入浴介護	あり	なし	
訪問看護	あり	なし	
訪問リハビリテーション	あり	なし	
居宅療養管理指導	あり	なし	
通所介護	あり	なし	
通所リハビリテーション	あり	なし	
短期入所生活介護	あり	なし	
短期入所療養介護	あり	なし	
特定施設入居者生活介護	あり	なし	家族倶楽部 狭山市東三ツ木 222-1
福祉用具貸与	あり	なし	
特定福祉用具販売	あり	なし	
<b>&lt;地域密着型サービス&gt;</b>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし	
夜間対応型訪問介護	あり	なし	
認知症対応型通所介護	あり	なし	
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	
複合型サービス	あり	なし	
居宅介護支援	あり	なし	
<b>&lt;居宅介護予防サービス&gt;</b>			
介護予防訪問介護	あり	なし	
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	
介護予防訪問看護	あり	なし	
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	
介護予防通所介護	あり	なし	
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	家族倶楽部 狭山市東三ツ木 222-1
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	
<b>&lt;地域密着型介護予防サービス&gt;</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	
介護予防支援	あり	なし	
<b>&lt;介護保険施設&gt;</b>			
介護老人福祉施設	あり	なし	
介護老人保健施設	あり	なし	
介護療養型医療施設	あり	なし	

## 2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	かぞくくらぶ 家族倶楽部	
施設の所在地	〒350-1302	埼玉県狭山市東三ツ木222番地の1
施設の連絡先	電話番号	04(2954)5300
	FAX番号	04(2954)5987
	ホームページ	なし
	アドレス	あり： <a href="http://www.kourei.net/kazoku/">http://www.kourei.net/kazoku/</a>
施設の開設年月日		平成12年4月1日
施設の管理者の職名及び氏名	職名	総務部 部長
	氏名	西村 幸一郎
施設までの主な利用交通手段		
西武新宿線「新狭山駅」 南口 徒歩8分		
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム	
介護保険事業所番号	1172700427	
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日）		
事業の開始（予定）年月日	平成12年4月1日	
指定の年月日	平成15年5月1日	
指定の更新年月日	平成27年5月1日	

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	0	1	0	0	1	1.0
生活相談員	3	0	0	0	3	3.0
看護職員	3	0	0	0	3	3.0
介護職員	14	0	9	0	23	17.5
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0
計画作成担当者	1	0	0	0	1	1.0
栄養士	1	0	0	0	1	1.0
調理員	4	0	7	0	11	8.2
事務員	2	0	0	0	2	2.0
その他従業者	1	0	1	0	1	1.6
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40時間		
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	0	0	0	0		
介護福祉士	13	0	3	0		
介護職員基礎研修	0	0	0	0		
訪問介護員1級	0	0	0	0		
訪問介護員2級	1	0	3	0		
訪問介護員3級	0	0	0	0		
介護支援専門員	0	0	0	0		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	0	0	0	0		
作業療法士	0	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0	0		
看護師及び准看護師	1	0	0	0		
柔道整復士	0	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0		
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数						
人数	夜勤帯平均人数 (16時～9時)		最少時人数 (休憩者等を除く)			
看護職員	0		0			
介護職員	2		2			

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	2	0	0	0	2	2.0
看護職員	2	0	0	0	2	2.0
介護職員	13	0	9	0	22	16.5
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0
計画作成担当者	1	0	0	0	1	1.0
その他従業者	0	0	0	0	0	0.0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	0	0	0	0
介護福祉士	12	0	3	0
介護職員基礎研修	0	0	0	0
訪問介護員1級	0	0	0	0
訪問介護員2級	1	0	3	0
訪問介護員3級	0	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0	0

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0
看護師及び准看護師	1	0	0	0
柔道整復士	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0

管理者の他の職務との兼務の有無

あり

なし

管理者が有している当該業務に係る資格等

なし

あり

資格等の名称

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合

2.4 : 1

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	0	0	2	0	0
前年度1年間の退職者数	1	0	1	2	0	0
業務に従事した経験年数	/	/	/	/	/	/
1年未満の者の人数	1	0	0	2	0	0
1年以上3年未満の者の人数	1	0	2	3	0	0
3年以上5年未満の者の人数	0	0	5	3	1	0
5年以上10年未満の者の人数	1	0	3	1	1	0
10年以上の者の人数	0	0	3	0	1	0
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数	/	/	/	/	/	/
1年未満の者の人数	0	0	0	0	0	0
1年以上3年未満の者の人数	0	0	0	0	0	0
3年以上5年未満の者の人数	0	0	0	0	0	0
5年以上10年未満の者の人数	1	0	1	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
<p>当家族倶楽部は、要介護状態によって自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状況に合わせた個別の介護サービス計画を作成し、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話、機能訓練、療養上のお世話等必要なサービスの提供に努めます。</p>		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	
協力医療機関の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人財団 新生会 大宮共立病院</li> <li>・特定医療法人社団 清心会 至聖病院</li> <li>・医療法人 尚寿会 大生病院、あさひ病院</li> <li>・医療法人 安斎医院</li> <li>・医療法人社団 泰明会 中村眼科</li> </ul>	
<p>(協力の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談及び健康指導を行う。</li> <li>・お客様に対する各種サービスが適切に提供されるよう必要な指導助言を行う。</li> <li>・診療科目：内科、外科、循環器科、精神科、耳鼻咽喉科、整形外科、眼科</li> <li>・緊急対応</li> <li>・健康診断の機会の提供。</li> <li>・他の医療機関へ入院を要する場合の紹介等</li> </ul>		
協力歯科医療機関	なし	<p>あり</p> <p>その名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人 健友会</li> <li>・まじま歯科医院</li> <li>・西島歯科医院</li> </ul>
<p>(協力の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームドクターとして口腔ケア等の指導を行う。</li> <li>・通院が不可能な場合は往診対応を行う。</li> </ul>		
要介護時における居室の住替えに関する事項		
要介護時に介護を行う場所		
<p>お客様の居室にて介護を行います。介護を要する状態になったことによる居室の住み替えはございませんが、2人居室の場合はご要望により一時介護居室に移動が可能です。</p>		

入居後に居室を住み替える場合

一時介護室へ移る場合

判断基準・手続について

(その内容)  
なし

追加的費用の有無

なし

あり

居室利用権の取扱い

(その内容)  
なし

入居一時金償却の調整の有無

なし

あり

従前の居室からの面積の増減の有無

なし

あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無

なし

あり

浴室の変更の有無

なし

あり

洗面所の変更の有無

なし

あり

台所の変更の有無

なし

あり

その他の変更の有無

なし

あり

(その内容)

居室面積の変更は、一般居室 27.5 m<sup>2</sup>から一時介護室 13.25 m<sup>2</sup>に変更になります。

介護居室へ移る場合

判断基準・手続について

(その内容)  
なし

追加的費用の有無

なし

あり

居室利用権の取扱い

(その内容)  
なし

入居一時金償却の調整の有無

なし

あり

従前の居室からの面積の増減の有無

なし

あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無

なし

あり

浴室の変更の有無

なし

あり

洗面所の変更の有無

なし

あり

台所の変更の有無

なし

あり

その他の変更の有無

なし

あり

(その内容)

なし



その他 ( )	なし	あり
判断基準・手続について	(その内容) なし	
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い	(その内容) なし	
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更	便所の変更の有無	
	なし	あり
	浴室の変更の有無	
	なし	あり
	洗面所の変更の有無	
	なし	あり
	台所の変更の有無	
	なし	あり
	その他の変更の有無	
	なし	あり
	(その内容) なし	
施設の入居に関する要件		
自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	なし	
契約の解除の内容	<p>①以下の場合、30日以上の予告期間において、家族倶楽部側より契約の解除をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居契約書等に虚偽の記載をするなど、不正な手段により入居したとき。</li> <li>・月額利用料の支払いをしばしば遅延するとき。</li> <li>・建物、付属設備を故意又は重大な過失により汚損、毀損又は滅失したとき。</li> <li>・ほかの入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす行為を行ったとき。</li> </ul> <p>(認知症の場合、医療機関において治療を受けている場合は除きます)</p> <p>②入居者が契約を解除しようとするときは、30日以上の予告期間において解除することができます。</p>	
体験入居の内容	日帰り(昼食付)、1泊(2食付)を無料で実施	
入居定員	74名	
その他		

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	1	0	1	0	0	2
75歳以上85歳未満	2	0	1	1	2	6
85歳以上	6	4	5	8	7	30
	自立	要支援1	要支援2			合計
65歳未満	0	0	0			0
65歳以上75歳未満	1	0	0			1
75歳以上85歳未満	6	0	1	0		7
85歳以上	3	4	1			8
入居者の平均年齢	87歳					
入居者の男女別人数	男性	12名		女性	42名	
入居率（一時的に不在となっている者を含む）						72.9%

前年度に退去した者の人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	0	0
死亡者	2	0	0	5	5	12
その他	0	0	0	0	0	0
	自立	要支援1	要支援2			合計
自宅等	1	0	0			1
社会福祉施設	0	0	0			0
医療機関	0	0	0			0
死亡者	0	2	0			2
その他	0	0	0			0

入居者の入居期間

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上
入居者数	4名	3名	18名	12名	17名	0名

施設、設備等の状況

建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物		なし	あり	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物		なし	あり	
居室の状況	区分		室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室	あり	なし	66 6	27.50㎡ 41.25㎡
		あり	なし		㎡ ㎡ ㎡
	一般居室相部屋	あり	なし		㎡ ㎡ ㎡
	介護居室個室	あり	なし		㎡
	介護居室相部屋	あり	なし		㎡ ㎡ ㎡
	一時介護室	あり	なし	1	13.25㎡
共用便所の設置数	9箇所	うち男女別の対応が可能な数		8箇所	
		うち車いす等の対応が可能な数		1箇所	
個室の便所の設置数	68箇所	個室における便所の設置割合		100%	
		うち車いす等の対応が可能な数		68箇所	
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
		2	2	1	0
その他、浴室の設備に関する事項					
食堂の設備状況	1階 (141.5㎡) テーブル、椅子、洗面台が配置されています。 行事等にも利用します。				
入居者等が調理を行う設備状況	なし			あり	
その他、共用施設の設備状況					
なし	あり	(その内容) 機能訓練室、談話室、レクリエーション室、洗濯室等			
バリアフリーの対応状況					
(その内容) 居室だけでなく、全ての共用施設において高齢者の生活に配慮し、建物全体がバリアフリーになっています。					
緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり		
外線電話回線の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり		
テレビ回線の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり		
施設の敷地に関する事項					
敷地の面積	2,971.5㎡				
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり		
抵当権の設定		なし	あり		
貸借(借地)					
なし	あり	契約期間	始 2000/4/21 終 2020/4/20		
		契約の自動更新	なし	あり	
施設の建物に関する事項					
建物の構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建				
建物の延床面積	3,864.53㎡				
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり		
抵当権の設定		なし	あり		
貸借(借家)					

なし	あり	契約期間	始	2000/ 4/21	終	2020/ 4/20
		契約の自動更新		なし		あり

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	株式会社ヘルスネットワーク 苦情担当窓口：村井田修司	
電話番号	04 (2969) 7520	
対応している時間	平日	午前8時30分 から 午後5時30分
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日等	土曜日、日曜日、祝日は定休日です。その際は、家族倶楽部の窓口、相談員の山崎又は新井までご連絡ください。 TEL：04 (2954) 5300	

上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等

窓口の名称	狭山市役所 福祉部高齢介護課	
電話番号	04 (2953) 1111	
対応している時間	平日	午前9時00分 から 午後6時00分
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日等	土曜日、日曜日、祝日は定休日です。	

窓口の名称	埼玉県国民健康保険連合会	
電話番号	048 (824) 2537	
対応している時間	平日	午前9時00分 から 午後6時00分
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日等	土曜日、日曜日、祝日は定休日です。	

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況

なし	あり	(その内容) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
----	----	----------------------------

その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること

なし	あり	(その内容)
----	----	--------

サービスの提供内容に関する特色等

(その内容) 家庭的な環境を目指すことでお客様がご自宅にいらっしゃる場合と同じ環境を作ることを実践しております。
---

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

なし	あり	実施した年月日	
		当該結果の開示状況	なし あり

第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施した年月日	なし
		実施した評価機関の名称	なし
		当該結果の開示状況	なし あり

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式
敷金	0円 (家賃のヶ月分)		
一時金方式			
一時金及び月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	なし		あり
要介護状態に応じた金額設定	なし		あり
料金プラン			
プラン名称	一時金	月額	(内訳)
		計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費
1人室1人入居・自立型	180万～480円	220,060円	0円 0円 50,220円 10,000円 159,840円
1人室2人入居・自立型	180万～480円	339,940円	0円 0円 100,440円 10,000円 229,500円
2人室1人入居・自立型	270万～720万	230,860円	0円 0円 50,220円 10,000円 170,640円
2人室2人入居・自立型	270万～720円	361,540円	0円 0円 100,440円 10,000円 251,100円
1人室1人入居・介護型	180万～480万	203,860円	0円 0円 50,220円 10,000円 143,640円
1人室2人入居・介護型	180万～480万	303,220円	0円 0円 100,440円 10,000円 192,780円
2人室1人入居・介護型	270万～720万	214,660円	0円 0円 50,220円 10,000円 154,440円
2人室2人入居・介護型	270万～720万	325,900円	0円 0円 100,440円 10,000円 215,460円
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額	入居一時金償却額の金額	
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし	
	食費	朝食 378円、昼食 540円、夕食 756円 ※夕食に特別御膳をご注文いただいた場合は別途 432円又は 864円頂きます。	
	光熱水費	使用した分の電気、水道代 (概ね 10,000円程度)。	
	管理費	1人室1人入居・自立型 : 管理費 152,280円 厨房維持費 7,560円 1人室2人入居・自立型 : 管理費 218,160円 厨房維持費 11,340円 2人室1人入居・自立型 : 管理費 163,080円 厨房維持費 7,560円 2人室2人入居・自立型 : 管理費 239,760円 厨房維持費 11,340円 1人室1人入居・介護型 : 管理費 136,080円 厨房維持費 7,560円 1人室2人入居・介護型 : 管理費 181,440円 厨房維持費 11,340円 2人室1人入居・介護型 : 管理費 146,880円 厨房維持費 7,560円 2人室2人入居・介護型 : 管理費 204,120円 厨房維持費 11,340円	
一時金	1人入居：終身契約 (90歳以上) 180万円、終身契約 (80～89歳) 300万円、 終身契約 (80歳未満) 480万円 2人入居：終身契約 (90歳以上) 270万円、終身契約 (80～89歳) 450万円、 終身契約 (80歳未満) 720万円		

一時金の償却に関する事項	
償却開始日の設定	入居日
初期償却率 (%)	0 %
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額	なし。
権利金等 (※) の額	なし。
(※) 平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。	
償却年月数 (想定居住期間)	終身契約 (90 歳以上) : 36 ヶ月 終身契約 (80~90 歳) : 60 ヶ月 終身契約 (80 歳未満) : 96 ヶ月

契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例

返還金 = 入居一時金 - (月額家賃 × 入居月数 + 日割家賃 × 入居日数)

※入居月及び退居月の入居一時金償却額の算出は日割り計算とします。

保全措置の実施状況	なし	あり	(保全先)
-----------	----	----	-------

三月以内の契約終了による返還金について	
三月の起算日	入居日
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法	
原状回復にかかった実際の費用	

一時金の支払方法	一括又は分割払い
----------	----------

月払い方式

月単位で支払う利用料	
年齢に応じた金額設定	なし
要介護状態に応じた金額設定	あり

料金プラン						
プラン名称	月額	(内訳)				
	計	家賃相当額	介護費用	食費	光熱水費	管理費
1 人室 1 人入居・自立型	305,060 円	50,000 円	0 円	50,220 円	10,000 円	159,840 円
1 人室 2 人入居・自立型	424,940 円	50,000 円	0 円	100,440 円	10,000 円	229,500 円
2 人室 1 人入居・自立型	358,360 円	75,000 円	0 円	50,220 円	10,000 円	170,640 円
2 人室 2 人入居・自立型	489,040 円	75,000 円	0 円	100,440 円	10,000 円	251,100 円
1 人室 1 人入居・介護型	288,860 円	50,000 円	0 円	50,220 円	10,000 円	143,640 円
1 人室 2 人入居・介護型	388,220 円	50,000 円	0 円	100,440 円	10,000 円	192,780 円
2 人室 1 人入居・介護型	342,160 円	75,000 円	0 円	50,220 円	10,000 円	154,440 円
2 人室 2 人入居・介護型	453,400 円	75,000 円	0 円	100,440 円	10,000 円	215,460 円

	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	
算定根拠	家賃相当額	1人居室 50,000 円、2人居室 75,000 円
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし
	食費	朝食 378 円、昼食 540 円、夕食 756 円 ※夕食に特別御膳をご注文いただいた場合は別途 432 円又は 864 円頂きます。
	光熱水費	使用した分の電気、水道代（概ね 10,000 円程度）。
	管理費	1 人室 1 人入居・自立型 : 管理費 152,280 円 厨房維持費 7,560 円 1 人室 2 人入居・自立型 : 管理費 218,160 円 厨房維持費 11,340 円 2 人室 1 人入居・自立型 : 管理費 163,080 円 厨房維持費 7,560 円 2 人室 2 人入居・自立型 : 管理費 239,760 円 厨房維持費 11,340 円 1 人室 1 人入居・介護型 : 管理費 136,080 円 厨房維持費 7,560 円 1 人室 2 人入居・介護型 : 管理費 181,440 円 厨房維持費 11,340 円 2 人室 1 人入居・介護型 : 管理費 146,880 円 厨房維持費 7,560 円 2 人室 2 人入居・介護型 : 管理費 204,120 円 厨房維持費 11,340 円
一時金方式・月払い方式共通		
介護保険サービスの自己負担額		
内容	※要介護度に応じて介護費用の 1 割を徴収する。	
人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）	なし	あり
内容	なし	
利用料	円（月額・日額）	
算定根拠		
支払い方法	月単位（日割り計算の有無 あり・なし）	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料		
個別的な選択による生活支援サービス	なし	あり
算定根拠		
料金改定の手続		
埼玉県へ事前の相談をし、その後家族倶楽部において運営協議会（利用者及び家族が参加）を開催します。運営協議会で承諾をいただけた場合に、変更届を提出し料金の改定を行います。		

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<input checked="" type="radio"/>	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
<input checked="" type="radio"/>		
<input type="radio"/>	(その内容)	

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。